



JBIC 香港駐在員事務所

中国レポート

2005 年

7

月号

特別寄稿

人民元相場改革はいつ、どのように行なわれるか 2

税務

ストックオプションに対する個人所得税徴収に関する通知 6

企業が従業員のために支払う保険料の個人所得税徴収に関する通知 9

技術輸入に関する企業所得税減免の審査認可手続きに関する通知 9

外商投資企業及び外国企業の国産設備投資による企業所得税控除に関する通知 12

日中間における移転価格に関する初の二国間 APA 協議の締結 14



国際協力銀行

香港駐在員事務所

Suite 3706, One Pacific Place, 88 Queensway, Hong Kong

Tel: (852) 2869-8505 Fax: (852) 2869-8712

JBIC 香港駐在員事務所:中国レポート

本レポートは、国際協力銀行（JBIC）香港駐在員事務所が、日系企業の皆様の中国に於けるビジネスの参考になる中国の税制、外貨送金、外国投資等にかかる最新情報を集め毎月発行するものです。本レポートに関するご質問・ご要望等ございましたら、当事務所までご照会下さい。

また、本レポートは JBIC ホームページでも御覧頂けます。

(http://www.jbic.go.jp/japanese/base/network/china_report.php)

国際協力銀行 香港首席駐在員
土谷 浩一郎

特別寄稿

人民元相場改革はいつ、どのように行なわれるか

福山大学経済学部教授 大久保 勲

おおくぼ いさお：1961年東京外国語大学中国語科卒、同年東京銀行（現東京三菱銀行）入行。
東京銀行香港支店副支店長、中国部長、東京三菱銀行駐華総代表等を経て、2001年より現職。

人民元為替相場形成メカニズムはいつ、どのように変わるのか。現時点での結論を大胆に書けば、遅くとも年内に改革は行なわれる。それは単純な切り上げではなく、変動幅拡大となる。変動幅は上下に 3%程度に拡大する。

なぜそのように考えるのか。以下順を追って記していくこととしたい。

1. 人民元為替相場問題はなぜ政治問題になったのか

まず、人民元相場問題がなぜ、これほどまでに注目されるのか。為替相場をどのように決めるかは、それぞれの国の主権の問題であり、他国が圧力をかける問題ではない。それにもかかわらず、毎日の新聞を賑わす大きな政治問題となってしまった。

なぜ、単なる為替相場の切り上げとか変動幅拡大が政治問題になるのか。それは、人民元が切り上がれば、儲かるとか損するとかいった次元を超えた大きな問題が横たわっているからといえよう。中国の国内総生産が世界の国内総生産に占める比率は 4%に過ぎないという。それほど小さいのならば、中国の通貨人民元が切り上がろうと、或いは切り下がろうと世界経済にはあまり大きな影響はないのではないか。確かに、中国の国内総生産は世界の 4%に過ぎないが、中国の経済成長の世界経済成長への貢献率は 20%に達するという。併せて、中国の経済発展は、世界経済の構成と経済秩序の形成に新しい変化をもたらしたとされる。米国が中国に更に弾力的な為替相場制度を要求したり、更に市場開放を要求したりす

るのは、実は中国に世界経済調整と米ドルの相場下落コストを負担することを要求しているという見方がある。米国が中国に人民元切り上げの圧力をかける主要な目的として、第二に、米中貿易の赤字を減少させることがあげられる。米国の巨額の貿易赤字の 1/4 は中国との取引で生じたものである。米国としては、これを何とか減らしたい。第三に、中国経済が迅速に発展することを防ぐことである。米国の右翼と極端な保守主義勢力は、中国を最も主要な“潜在的ライバル”と見ており、経済面で中国を抑制すべきだと主張している、というのである。(2005 年 5 月 30 日付け『経済日報』)

2. 人民元を切り上げれば、米国の貿易赤字は減るのか

米連邦準備制度理事会のグリーンズパンは去る 5 月 20 日次のように述べたと報じられている。中国は最終的には通貨体系に改革を行なうであろうと信じる。ただし、人民元が切り上がっても、米国の貿易赤字が減少する助けにはならない。なぜなら、米国の小売商は国内の供給者から仕入れせず、他の国から輸入するからである。6 月 7 日（北京時間）にもグリーンズパンは、同様の発言をしている。人民元相場の変化は米国経済と貿易赤字解決には決して大きな助けにはならないであろうが、更に弾力的な為替相場制度は中国経済に対していいところがある、としている。

国際的に人民元切り上げの世論がなぜ強烈なのかを分析すると、一つの重要な理由は、人民元切り上げが米国の巨額の経常勘定の赤字を減少させることが出来、世界経済の不均衡を緩和するというのである。し

かし、中国の輸出は近年来、増加がかなり速いが、総規模は世界の 6%に過ぎず、世界経済不均衡の原因にはなり得ないとしている。中国の労働力コストがかなり低いとの非難については、人民元相場をどのように調整しようとも、改めることが出来ない現状がある。中国の労働力は米国の 4 倍あまりで、中国の平均賃金は米国の 3%以下である。(2005 年 5 月 27 日付け『経済日報』)

しかしながら、中国は労働力コスト等の面で巨大な優位性があるので、日本、韓国、台湾、香港等の企業の対中投資規模は絶えず拡大しており、ハイテク製品等の部品を中国に輸出し、組み立て加工の後米国に輸出する。この種の新しい貿易チェーンのもとで、中国大陆の韓国等に対する貿易赤字は拡大しており、対欧米の貿易黒字は増加している。従って、中国の対米貿易の黒字は、実際上はその多くの部分が、その他の国、地域の米国に対する貿易黒字の移転である。こうした局面は長期に存在するので、米国の人民元切り上げ圧力も長く続く問題である、との指摘もある。(2005 年 5 月 30 日付け『経済日報』)

3. 中国は人民元相場形成メカニズム改革を行なうのか

最近の新聞報道を見ると、米国等の中国に対する人民元切り上げの圧力がますます強まり、中国側の圧力に屈しないとの姿勢が目立っている。例えば、去る 4 月、米国では 6 ヶ月以内に人民元相場改革を行わないならば、中国からの輸入に対し、27.5%の懲罰的輸入税が課せられることになった。主要国首脳会議（グレンイーグルズ・サミット）の財務相会議は 6 月 11 日共同声明を

発表して閉幕したが、人民元改革では切り上げを求める米国に、日本も欧州と同調し、中国に早急な改革を促す包囲網が一段と狭まった、と報じられている。スノー米財務長官は財務相会合後に声明を発表し、名指しを避けながらも中国に人民元改革の取組を促した、とされる。

しかしながら、中国側の報道を詳しく見ていくと、人民元相場改革を行なうための具体的準備が進んでいることが感じられる。人民銀行呉曉靈副総裁の、《日本経済新聞》とのインタビューには、「中国は人民元為替相場改革に対して、既に改革案を作り、技術的な準備をした。目下最も重要なのは時機を選ぶことである」との情報が込められている、との見方がある。(2005 年 5 月 13 日付け『経済日報』)

上海にある中国外為取引センターは去る 5 月 18 日から、外貨と外貨の売買取引を始めた。取引の基礎は、現有の米ドル、香港ドル、日本円とユーロの四種の外貨の基礎の上に、英ポンド、カナダドル、オーストラリアドル、スイスフラン等の外貨を加え、新しく始める外為取引は、米ドル/香港ドル、米ドル/日本円、米ドル/英ポンド、米ドル/スイスフラン、米ドル/オーストラリアドル、米ドル/カナダドル、米ドル/ユーロ、ユーロ/日本円等 8 種の通貨取引である。これは外為市場でのリスク回避のための環境整備の一環といえる。中国の国内企業と投資家は為替相場改革に対して準備を行ない、更に市場化した為替相場メカニズムに、出来るだけ早く適応することが期待されている。

温家宝首相は、去る 5 月 16 日北京で米国商工会議所代表団と会見した時、中国は実際から出発し、ゆるぎなく人民元為替相場

改革を推進する、と述べた。そして、「条件が備われば、外界の圧力がなくても、われわれは必ず主体的に為替相場改革を推進する」と述べた。

中国の新聞では、「資本取引の厳格な管理を徐々に自由化し、為替相場変動幅を徐々に拡大するのが、中国の為替相場体制改革の二つの重要な内容である。」(2005 年 5 月 23 日付け『経済日報』)「現行の人民元為替相場形成メカニズムに改革を行なうことは、中国政府の既定方針であり、その目的は、国内経済発展の必要に適應させるためである。」(2005 年 5 月 27 日付け『経済日報』)などと報じられている。更に、次のようなことも書かれている。「為替形成メカニズムを改善し、為替相場を市場で更に弾力性あるものとすることは、既に中国経済発展で避けて通れない焦点となった。」「今後、人民元の為替相場形成メカニズム改革の目標は、主として為替相場コントロール方式を改善することである。人民元相場の弾力性を増すことである。更に徐々に為替相場形成の市場化程度を高めることである。最終的には、為替相場を合理的で均衡の取れた水準での基本的安定保持を実現することである。」(2005 年 5 月 27 日付け『経済日報』)

「中国にとっての政策操作のカギは、適当な時期を選び、適当な幅を選び、為替相場制度改革の総体的要求と進行過程に符合するようにして、経済の大幅な変動を避けることである。この過程で、中国政府は必ずこれによって生じた二国間あるは多国間の駆け引きに直面することになる。その中から最も有利な国際環境を勝ち取り、同時に人民元のために、最後には市場化し、国際化するための理論と政策の準備をしか

りとしなければならない。」(文／李紅岩＝中国現代国際関係研究員副研究員)(2005 年 5 月 30 日付け『経済日報』)

人民銀行の周小川総裁の発言から要点を記してみたい。「人民元相場改革は、“漸進式”である。」「企業が外為リスクにうまく対応できるようにして、企業がグローバル化に適応できるよう手助けしなければならない。」「外部は人民元相場切り上げがもたらす可能性のある変化に対してあまり大きな期待を持ってはならない。」「改革は人民に対して責任を負わねばならないので、為替相場改革が国内産業、就業と経済発展にもたらす可能性のある影響について詳しく分析しなければならない。」(2005 年 6 月 8 日付け『経済日報』)

4. 中国にとって人民元相場改革を行わないことのデメリット

中国の外貨準備が急増している。2003 年に、中央銀行は中国銀行と建設銀行のために 450 億ドルの資本注入をしたが、外貨準備はなお 1168 億ドル増えた。2004 年には更に 2067 億ドル増えた。2005 年 1－4 月には、中国工商銀行のために 150 億ドルの資本注入をした基礎の上に、更に中国の外貨準備は 608 億ドル増えた。国務院発展研究センター課題組は、「今年、年間ではこれまでの 2 年間の外貨準備大幅増加の勢いが続く可能性が高い。このことは通貨政策の操作余地をなくしてしまい、あわせて人民元上昇圧力を大きくする。一方では、基礎通貨の供給が多すぎて、貨幣価値安定を目標とする通貨政策操作が大変大きな困難に直面する」としている。(2005 年 5 月 23 日付け『経済日報』)

次の指摘もある。「金融専門家は次のことを否認しない。すなわち、目下人民元為替相場メカニズムにはなお一部足りない点がある。それは主として、市場の需給を弾力的に反映できないことである。」「この種の状況が作り出した結果は、人々の外為リスク意識を低下させたことである。企業が価格競争力に依頼しすぎることになり、企業が管理と技術面での刷新の力を弱め、企業は非価格競争力の面で、配慮が不十分であった。」「一部の領域に出現した投資過熱、インフレ圧力、資産バブル等の現象は、一つとして為替相場問題と密接な関連がないものはない。」「為替形成メカニズムを改善し、為替相場を市場で更に弾力性あるものとすることは、既に中国経済発展で避けて通れない焦点となった。」「今後、人民元の為替相場形成メカニズム改革の目標は、主として為替相場コントロール方式を改善することである。人民元相場の弾力性を増すことである。更に徐々に為替相場形成の市場化程度を高めることである。最終的には、為替相場を合理的で均衡の取れた水準での基本的安定保持を実現することである。」(2005 年 5 月 27 日付け『経済日報』)

人民銀行系の「金融時報」は去る 6 月 15 日、改革初期は 3－5 %の変動幅を試すことが可能だ」とする記事を載せたという。もはや改革は遠い先のことではない。

(2005 年 6 月 19 日記す)

税務

ストックオプションに対する個人所得税徴収に関する通知

財政部及び国家税務総局は、2005年3月28日、「個人のストックオプション所得に対する個人所得税の徴収に関する通知」（財税[2005]第35号）を公布した。

当該通知の目的は、従業員のストックオプション所得に対する個人所得税の徴収に

ついて具体的な規定を定めることであり、ストックオプション所得の定義、「賃金、給与所得」の国内及び国外源泉の区分、税額の計算方法等が規定されている。

当該通知は2005年7月1日から施行される。通知の概要は以下の通りである。

1. スtockオプション関連用語の定義

- スtockオプションとは、上場会社が規定に基づき自社及び傘下企業の従業員に与える一種の権利であり、従業員が将来の一定期間内に、一定の価格（「付与価格」或いは「権利行使価格」）で一定数量の株式を購入することができることを指す。
- 「付与価格」或いは「権利行使価格」とは、stockオプション計画に基づく株式の購入価格であり、通常stockオプション付与日の市場価格或いは当該価格の割引価格、または予め定めた計算方法に基づき約定した価格を指す。
- 「付与日」或いは「授権日」とは、企業が従業員に上記の権利を与える日を指す。
- 「権利行使」或いは「実行」とは、従業員がstockオプション計画に基づき株式の購入を決定する過程を指す。従業員が権利行使を行う日が「権利行使日」或いは「購入日」となる。

2. スtockオプションに対する個人所得税の課税基準

➤ スtockオプションを付与された場合

従業員がstockオプション計画に基づき企業からstockオプションを付与されたときは、別途規定がある場合を除き、原則として課税対象としない。

➤ スtockオプションを行使する場合

従業員が権利を行使するときに、株式の実際購入価格（権利行使価格）が購入日の公正市場価格（当該株式の当日取引の終値）を下回る差額に対し、従業員が企業における評価及び業績に応じて受け取る職務、雇用関係に係わる所得として、「賃金、給与所得」に適用される規定に基づき個人所得税を計算し納付しなければならない。（「賃金、給与所得」として課税されることにより、5%から45%の累進税率が適用されることになる。）

➤ ストックオプションを譲渡する場合

従業員が権利行使日前までにストックオプションを譲渡する場合、ストックオプションの譲渡による純利益を「賃金、給与所得」として、個人所得税を徴収する。（「賃金、給与所得」として課税されることにより、5%から 45%の累進税率が適用されることになる。）

➤ 権利行使後にストックオプションを再譲渡する場合

従業員が権利行使後の株式を再譲渡する際に獲得した購入日の公正市場価格を上回る差額は、「財産譲渡所得」に適用される規定に基づき個人所得税を計算し納付する。（「財産譲渡所得」として課税されることにより、20%の税率が適用されることになる。）

3. 「賃金、給与所得」の中国国内源泉及び国外源泉の区分

➤ 従業員のストックオプション所得に対し、中国国内源泉或いは国外源泉かを明確にする必要がある場合、当該所得に係わる中国国内及び国外の勤務期間の月数に基づき区分しなければならない。

4. ストックオプションに対する個人所得税の税額計算

課税所得の計算

従業員のストックオプションの権利行使による「賃金、給与所得」については、以下の計算式に基づき課税所得を計算する。

ストックオプションによる賃金給与課税所得額＝（権利行使した株式の 1 株当たり市場価格－従業員の支払った 1 株当たりの権利行使価格）× 株式数

税額の計算

従業員が中国国内から得るストックオプション所得は、「賃金、給与所得」として税額を計算し納付しなければならないが、ストックオプションによる「賃金、給与所得」が当月のその他の「賃金、給与所得」と区分できる場合は、以下の計算式に基づき当月の納税額を単独で計算する。

納税額＝（ストックオプションによる賃金給与課税所得額/規定月数
×適用税率－速算控除額）×
規定月数

上記の計算式における規定月数とは、従業員が中国国内源泉のストックオプションによる「賃金、給与所得」を得た国内勤務期間の月数を指し、当該月数が 12 ヶ月を上回る場合は、12 ヶ月として計算する。また、上記の計算式における適用税率及び速算控除額は、ストックオプションによる賃金給与の課税所得額を規定月数で割って得た金額に基づき確定させる。

5. ストックオプションを実施する中国国内企業の義務

- ストックオプションを実施する中国国内企業は、個人所得税の源泉徴収義務者であり、税法規定に基づき個人所得税の源泉徴収義務を履行しなければならない。
- ストックオプションを実施する前に、企業のストックオプション計画或いは実施案、ストックオプション協議書、授權通知書等の資料を管轄税務機関に提出しなければならない。従業員が権利行使する前までに、ストックオプション権利行使通知書及び権利行使調整通知書等の資料を管轄税務機関に提出しなければならない。

6. ストックオプションを得る個人の義務

- 源泉徴収義務者及び自己申告する個人は、源泉徴収或いは自己申告する際、税法に定められた納税申告期限までに、個人が受け取る或いは譲渡するストックオプション及び購入した株式の状況（種類、数量、権利行使価格、市場価格、譲渡価格等）を管轄する税務機関に提出しなければならない。

- 従業員が2ヶ所以上からストックオプションによる「賃金、給与所得」を得る或いは源泉徴収義務者がいない場合、当該個人は個人所得税法の規定する納税申告期限までに、自己申告し、納税しなければならない。

7. その他留意事項

- 個人が権利行使後に取得した国内上場企業の株式を再譲渡して得る所得について、現在、個人所得税は暫定的に免除され課税されない。但し、個人が国外上場企業の株式を譲渡して得る所得は、財産譲渡所得として課税所得額及び納税額を計算し、法に基づき税金を納付する。
- 従業員が持分を有することにより得る株式利子、配当所得は、関連規定に基づき免税或いは減税される場合を除き、所得全額を規定の税率に基づき税金を計算し納付しなければならない。

企業が従業員のために支払う保険料の個人所得税徴収に関する通知

国家税務総局は、2005 年 4 月 13 日に「企業が従業員のために支払う保険料にかかる個人所得税の問題についての返答」（国税函[2005]318 号）を公布した。

通達によると、企業が従業員のために支払う各種保険料は、別途免除されているものを除き「中華人民共和国個人所得税法」及びその関連規定に基づき、個人所得税を納めなければならない。

具体的には、企業が保険会社に保険料を支払う際に、従業員の当月の賃金給与所得と合算して源泉徴収義務を負い、個人所得税を計算し納付しなければならない。

＊ 国家或いは地方政府の規定する比率に基づき、実際に指定金融機関に納付する住宅積立金、医療保険、養老保険については個人所得税が免除される。
（財税字[1997]144 号）

技術輸入に関する企業所得税減免の審査認可手続きに関する通知

国家税務総局及び商務部は、2005 年 3 月 17 日に、「技術輸入に関する企業所得税減免の審査認可手続きに関する通知」（国税発[2005]45 号）を公布した。当該通知は 2005 年 3 月 17 日より実施されており、こ

れにより技術輸入に関する特許権使用料の企業所得税減免の審査認可手続きが明確となった。当該通知の概要は以下の通りである。

【企業所得税の減免の内容】

「外商投資企業及び外国企業所得税法」第 19 条第 3 項第 4 号に基づき、「科学研究、エネルギー開発、交通事業の発展、農林牧畜業の生産及び重要技術の開発のためにノウハウを提供して取得する特許権使用料については、國務院の税務主管部門の認可を経て、減税して 10% の税率により所得税を課税することができる。その内、技術が先進的であるか、或いは条件が優遇されている場合は、所得税を免除することができる。」

【当該通知の内容】

1. 定義

技術輸入とは、中国国外から中国国内へ貿易、投資或いは経済技術協力の方式で技術を移転する行為を指す。規定に合致する技術輸入契約については、外国企業は企業所得税減免の優遇措置を享受することができる。

2. 企業所得税の減免が可能な技術輸入の条件

外商投資企業へ提供する科学研究、エネルギー開発、交通事業の発展、農林牧畜業の生産及び重要技術の開発のための技術（「外商投資企業及び外国企業所得税法」第19条第3項第4号）及び添付文書一で挙げる技術に関して取得する特許権使用料であり、かつ技術が先進的か、或いは条件が優遇されている技術に対して国家税務総局の批准により企業所得税の減免ができる。

3. 企業所得税の減免手続きの申請手順及び必要資料

外国企業が企業所得税の減免手続きを申請する場合、技術輸入の譲受側に委託して関係手続きを行う。減免手続きの申請手順は以下の通りである。

（1）減免手続きの申請手順

- ① 譲受側は、技術輸入契約を登記する主管部門へ「企業所得税減免の提案に関する文書」を提出し申請を行う。提案文書はA類、B類の2種類となる。

A類：B類以外の場合（添付文書一）

B類：技術輸入契約を外商投資企業契約／定款の付属文書とする場合（添付文書二）

- ② 譲受側は「企業所得税減免の提案に関する文書」により申請した後、同時に下記の資料を提出し、税務部門で関連する企業所得税の減免に関する手続きを行う。

（2）申請時に必要な資料

- ① 技術輸入契約副本
- ② 技術輸入契約登記証書
- ③ 技術輸入契約データ表
- ④ 外国企業所得税減免申請文書
- ⑤ 外国企業が譲受側に減免税手続きを委託する委託書
- ⑥ 譲受側が提出する減免税申請文書

4. その他事項

➤ 技術輸入契約を外商投資企業契約／定款の付属文書とする場合は、契約／定款の認可文書及び「外商投資企業認可証書」或いは「台湾香港マカオ華僑投資企業認可証書」を「技術輸入登記証書」として、契約／定款の元の審査認可機関で「企業所得税減免の提案に関する文書」により申請する（B類）。

➤ 商務部門は企業所得税減免の提案に関する文書（以下、提案文書）を発行するとき、「中華人民共和国外商投資企業及び外国企業所得税法」及びその「実施細則」の規定に基づき厳格に審査し、技術輸入契約書に以下の状況の1つがある場合、税法で規定する「条件が優遇されている」とは見なさず、原則として提案文書を発行してはならない。

- ① 輸入制限類の技術である場合。
- ② 契約の条項中に深刻な制限条項等があり「中華人民共和國技術輸出入管理条例」の内容に違反する場合。
- ③ 特許権使用費のロイヤリティ率が5%を超える場合。

先進的技術に属し、提案文書の発行が必要な場合、別途説明を加えなければならない。

【添付文書一】 企業所得税減免の提案に関する文書（A類）

税務局：

年 月 日に 会社と 国 会社が締結した 契約（契約番号： ）は、
年 月 日、我が部門が技術輸入契約登記（登記番号： ）を行った。審査を経て、当該
契約は、☐特許権譲渡契約/☐特許申請権譲渡契約/☐特許実施許可契約/☐技術秘密許
可契約/☐技術サービス契約/☐技術輸入内容を含むその他契約に属し、かつ☐技術先進
/☐条件優遇であり、企業所得税の☐減免/☐徴収免除を提案する。

公印

年 月 日

- (一)農、林、牧、漁業生産面において以下に挙げるノウハウを提供して収受する使用費
- ☐1. 土壌、草原の改良、荒山の開発、及び自然資源を十分に利用する技術
 - ☐2. 動植物新品種の栽培飼育及び高効率低毒性農薬生産技術
 - ☐3. 農、林、牧、漁業に対して科学的生産管理を行い、生態バランスを保ち、自然災害抵抗防御能力強化等の面の技術
- (二)科学院、高等教育機関及びその他の科学研究機関のために行う、或いは共同で行う科学
学研究、科学実験のためにノウハウを提供して収受する使用費
- (三)エネルギー開発、交通輸送発展面においてノウハウを提供して収受する使用費
- (四)省エネルギー及び環境汚染防止面において提供するノウハウで収受する使用費
- (五)重要な科学技術分野において以下に挙げるノウハウを提供して収受する使用費
- ☐1. 重大な先進的な機電設備の生産技術
 - ☐2. 核エネルギー技術
 - ☐3. 大規模集積回路生産技術
 - ☐4. 光集積、マイクロ波半導体及びマイクロ波集積回路の生産技術及びマイクロ波電子
管の製造技術
 - ☐5. 超高速コンピュータ及びマイクロプロセッサの製造技術
 - ☐6. 光通信技術
 - ☐7. 遠距離超高压直流送電技術
 - ☐8. 石炭の液化、ガス化及び综合利用技術
- (六)その他：

【添付文書二】 企業所得税減免の提案に関する文書（B類）

税務局：

年 月 日に 会社と 国 会社が締結した 契約（契約番号： ）は、
年 月 日、我が部門の認可を経た（認可文書番号： ）。審査を経て、これは☐技術先
進/☐条件優遇プロジェクトに属するので、企業所得税の☐減免/☐徴収免除を提案する。

公印

年 月 日

外商投資企業及び外国企業の国産設備投資による 企業所得税控除に関する通知

国家税務総局は2005年5月20日、「外商投資企業及び外国企業の国産設備投資による企業所得税控除の若干問題に関する通知」（国税函[2005]488 号）を公布した。

当該通知は、「外商投資企業及び外国企業の国産設備投資による企業所得税控除に

関連する問題に関する通知」（財税字[2000]49号）で規定された企業所得税の控除条件及び対象となる国産設備、更に企業の合併分割の適用方法について明確にしている。当該通知の概要は以下の通りである。

【企業所得税の控除内容】

財税字[2000]49号に基づき、外商投資企業が購入した国産設備のうち、「外商投資産業指導目録」で規定される奨励類（2002年4月1日以前については制限乙類を含む）の投資プロジェクトに合致し、「外商投資プロジェクトにおける免税を許可しない輸入商品目録（国発[1997]37号）」で規定されるものを除き、国産設備投資額の40%を設備を購入した年度と前年度を比較し新しく増加した企業所得税から控除することができる。

【当該通知の内容】

1. 生産ライン、集積設備の企業所得税控除について

企業が購入、建設する生産ラインや集積設備が、輸入設備、国産設備及び各種部品、補助材料等により構成されている場合、その内、国内製造に属し、かつ購入時に単独資産として固定資産の基準に合致すると判断される部分についてのみ、企業所得税から控除することができる。

2. 輸入部品材料の簡単な組み立てによる設備の企業所得税控除について

企業が購入する設備が、輸入による各種パーツ、部品を簡単に組み立てたものである場合、企業所得税から控除してはならない。

3. 追加投資プロジェクトで購入する国産設備の企業所得税控除について

企業が規定に従い、単独で計算して定期的に税優遇を受ける追加投資プロジェクトで購入する国産設備については、国産設備投資により控除され企業所得税を計算するとき、同時期の元の投資プロジェクトで購入する国産設備と合算し、企業単位で当年度に新しく増加した企業所得税から一括して控除しなければならない。

4. 合併、分割する企業の国産設備投資による企業所得税控除について

- 企業を合併、分割する場合、合併、分割前の企業の未だ控除されていない国産設備投資額は、財税字[2000]49号第3条(※)で規定する控除延長期間の残余期間内において、控除期間を延長することができる。

(※)財政部、国家税務総局公布「外商投資企業と外国企業の国産設備投資による企業所得税控除に関する問題の通知」（財税字[2000]49）
「当年度に新しく増加した企業所得税の税額が控除額より少ない場合、未控除の投資額を以後の年度に延長して控除することができるが、延長する控除期間は最長で5年を超えてはならない。但し、國務院の規定に基づき優遇政策を受ける外商投資企業と外国企業については、免税期間を延長することができるが、最長で7年を超えてはならない。」

- 企業が合併する当年に国産設備を購入する場合、その前年の企業所得税の基数は、合併前の各企業が実際に納付する企業所得税の合計とする。合併後の第2年目に国産設備を購入する場合、その前年の企業所得税の基数は、合併前の各企業と合併後の企業が合併する当年に実際に納付する企業所得税の合計とする。

- 企業が分割する場合、未だ控除されていない投資額は、分割協議で約定した金額に基づき、分割後の各企業がそれぞれ控除期間を延長することができる。分割協議で金額を約定していない場合、分割後の企業は分割前に未だ控除されていない投資額を控除してはならない。

- 分割後の企業が、当年度に国産設備を購入する場合、その前年の企業所得税の基数は、以下の公式に基づき確定する。

前年の企業所得税の基数＝（企業分割時に分配取得した資産の帳簿残高／分割前の企業の総資産）×分割する前年に企業が実際に納付した企業所得税額

- 分割後の企業が第2年目に国産設備を購入する場合、その前年の企業所得税の基数は、以下の公式により確定する。

前年の企業所得税の基数＝（企業分割時に分配取得した資産の帳簿残高／分割前の企業の総資産）×分割する当年度に分割前の企業が実際に納付する企業所得税額＋分割後の当該企業が当年度に実際に納付する税額

日中間における移転価格に関する初の二国間 APA 協議の締結

2005 年 4 月、中国国家税务总局と日本の国税庁との間で初となる二国間の事前確認協議（Advance Pricing Agreement “APA”）が締結された。二国間事前確認（Bilateral APA）は、納税者の関連企業間における特定取引の算定方法について、所轄税務当局同士が事前に合意し、協議を締結するものである。これにより、納税者は両国における移転価格の二重課税リスクを

事前に回避することができる。

中国では、2004 年 9 月に事前確認協議に関する正式なガイドランである「関連企業間取引の事前確認実施規則(試行)」(国税発[2004]118 号) が公布され、中国税務当局との間で既に多くの事前確認協議（Unilateral APA）が締結されているが、中国と日本の二国間で事前確認協議の合意に至ったのは今回が初めてのケースとなる。

➤ 中国側における事前確認のプロセス

(詳細については中国レポート 2004 年 11 月号参照)

① 予備会談

APA の正式な申請を提出する以前に、納税者と管轄税務局との間で APA の実行可能性について検討する予備会談を行なう。

② 正式申請

予備会談で管轄税務局との合意に至った場合、納税者は原則 3 ヶ月以内に正式な申請書を管轄税務局に提出する。

③ 審査と評価

管轄税務局は、原則として 5 ヶ月以内に納税者に対する審査と評価を行なう。

④ 協議

審査・評価の状況に基づき、管轄税務局と納税者との合意を経て、事前確認協議の草案が作成される。

⑤ 事前確認協議の締結

事前確認協議の草案内容に合意した日から 30 日以内に正式な事前確認協議が締結される。

⑥ 監督の実施

事前確認協議の実施期間において、管轄税務局が定期的（通常は半年ごと）に納税者の協議履行の状況を検査し、納税者に協議違反があれば、その状況に応じて処理し、確認した協議を取消す。

➤ 日本では、APA は納税者の申出により開始され、手続は主に（1）申出、（2）国税局担当課による審査、（3）相互協議及び合意、（4）年次報告書の審査等の四段階となる。

➤ 二国間 APA は、日中租税条約の相互協議に基づき、納税者からの相互協議申立書を受理した後に双方の税務当局の検討協議を経て合意するものである。

本レポートは中国に関する概略的情報を国際協力銀行香港駐在員事務所が皆様に無償ベースにて提供するものであり、当事務所は情報利用者に対する如何なる法的責任を有するものではありませんことをご了承ください。